

財務諸表の承認について

1 法的根拠

市長は、法人の財務諸表を承認するときは、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならない。(法 34 条③)

2 承認の対象となる財務諸表

別紙のとおり (資料番号 1-1)

(参考) 財務諸表承認に係る事務局の確認について

(1) 法規性の遵守

確認項目	確認結果
①提出期限 (6 月末) は遵守されたか。 (法第 34 条①)	提出期限は遵守されている。 (6 月 26 日提出)
②必要な書類は全て提出されたか。 ・財務諸表のうち 貸借対照表、損益計算書、 利益の処分又は損失の処理に関する書類、 附属明細書 (法第 34 条①)	必要書類は全て提出されている。
・財務諸表のうち キャッシュ・フロー計算書、 行政サービス実施コスト計算書 (公立大学法人金沢美術工芸大学の業務運営 並びに財務及び会計に関する規則第 11 条)	必要書類は全て提出されている。
・事業報告書、決算報告書、 財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見 (法第 34 条②)	必要書類は全て提出されている。
③監事の監査報告書に、財務諸表の承認に 当たり考慮すべき意見はないか。	監査報告書には、財務諸表の承認に 当たり考慮すべき意見はなかった。

(2) 表示内容の適正性

確認項目	確認結果
①記載すべき項目について明らかな遺漏はないか。	表示科目、会計方針等について明らかな遺漏はないことを確認した。
②計数は整合しているか。	計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
③書類相互間における数値の整合はとれているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。